
石巻市障害者計画・障害福祉計画

平成 19 年 3 月

石 巻 市

目 次

第 1 章 計画の概要

1 . 計画策定の趣旨	1
2 . 計画の性格・位置付け	2
3 . 計画づくりの視点	3
4 . 計画策定に当たって	7
5 . 計画期間	8

第 2 章 障害のある人の現況と課題

1 . 人口・世帯数の推移	9
2 . 障害のある人の現状	10
3 . 施策分野別の取組み状況	14
4 . 障害福祉施策の評価	20
5 . 計画策定に向けた課題の整理	22

第 3 章 基本構想

1 . 本市の障害福祉施策の目指す姿（基本理念）	27
2 . 施策の方向性（基本目標）	28
3 . 施策の体系	30

第 4 章 施策・事業の展開

基本目標 1 : 支えあう市民意識の醸成に努めます	31
基本目標 2 : 暮らしやすい生活環境を構築します	34
基本目標 3 : 社会活動を支援し教育環境の充実を図ります	41
基本目標 4 : 「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します	44
ライフステージに応じた支援事業	47

第5章 障害福祉計画

- 1．計画期間における障害のある人の状況 49
- 2．障害福祉サービスの見込み量及び確保策 58
- 3．地域生活支援事業の見込み量及び確保策 62
- 4．利用者負担軽減策について 66

第6章 計画の推進

- 1．推進体制 67

資料編

- 1．策定経過 69
- 2．石巻市障害者計画等策定委員会設置要綱 70
- 3．石巻市障害者計画等策定委員会・委員名簿 72
- 4．アンケート調査等実施概要 73



第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障害者施策をより明確に、また、よりきめ細かく推進するための指針となるものです。

障害福祉施策は、従来の「措置制度」に代わり、平成15年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入され、利用者が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われてきました。

しかし、潜在化していたサービス需要が掘り起こされ、サービスの向上が図られた反面、サービス提供基盤の地域間格差の問題や制度運営の将来にわたる持続可能性が懸念される状況が顕在化し、「支援費制度」そのもののあり方が問われてきました。

こうした中、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、新たに障害者自立支援法が制定されました。

本計画は、新市における障害者施策における成果及び課題を明確にするとともに、新たな法制のもと、障害のある人が「暮らしやすい」まちづくりを実現していくための道筋をあらわすものです。

障害のある人（障害者）の概念

本計画における「障害のある人（障害者）」の概念は、障害者基本法に基づく「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」のある人ととらえます。

また、難病により生活に支障のある人も、本計画における「障害のある人」の範囲に含みます。

なお、障害者手帳の交付を受けていない人であっても、同様に生活上の支障があり、重度と認められる方を「支援を必要とされる方」として配慮していきます。

ノーマライゼーションとは、障害のある人や高齢者などが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

また、弱者がスムーズに社会参加できるような環境の成立を目指す活動、運動のことをいいます。

2 . 計画の性格・位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく本市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者計画」とします。）及び平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条に基づく本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「障害福祉計画」を併せたものとして策定しています。

【障害者基本法 第9条】(障害者基本計画等)

第9条 1・2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。 平成19年4月1日より施行

【障害者自立支援法 第88条】(市町村障害福祉計画)

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

本計画は、本市の上位計画である「石巻市総合計画」の将来像を実現するための個別計画として、また、「石巻市地域福祉計画」に定める地域福祉を推進する上での共通の理念を持つ対象者別の福祉計画として位置付けられます。

策定に当たって国の障害者基本計画及び宮城県の「みやぎ障害者プラン」を基本とするとともに、平成18年度策定の「石巻市総合計画」及び「石巻市地域福祉計画」と整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進していくこととします。

図表1 障害者支援に向けた法体系

障害者基本法 (障害者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等

3 . 計画づくりの視点

(1) 障害者基本法に基づく自立と社会参加の実現

障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るためには、障害の有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく自立と社会参加の実現が必要です。

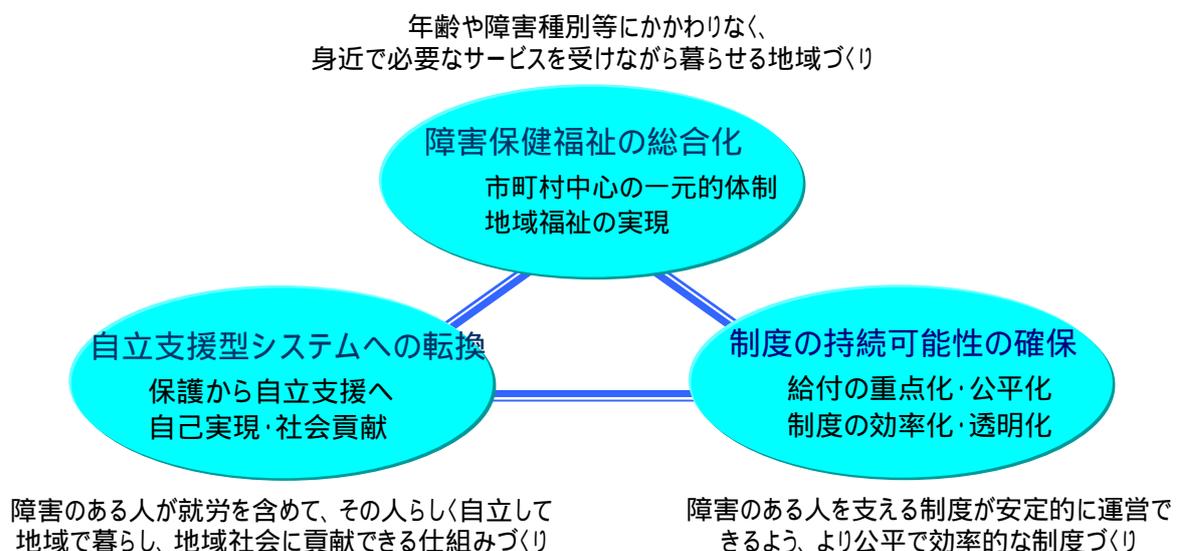
そのために、障害者基本法におけるノーマライゼーションの理念の下、必要な支援体制を整備するとともに、共に支えあい、助けあうことのできる地域づくりを行います。

(2) 障害者自立支援法による制度の「一元化」

障害者自立支援法は、「障害保健福祉の総合化」、「自立支援型システムへの転換」、「制度の持続性の確保」を基本理念として掲げています。

これからは、障害のある人が直面している「暮らしにくさ」や、その人が「どのように暮らしたいか」といった点から必要な支援・サービスを考えていきます。

図表2 障害者自立支援法の基本的視点



(3) 地域生活に向けた取り組み

施設から地域への移行

宮城県では、障害のある人の自立支援の観点から、現在の施設入所者の15%以上を地域生活に移行することを目指しており、それにより施設入所定員数を9%以上削減することを目指しています。

今後は、施設等で生活する障害のある人も日中活動の場と住まいの場を分けて考える必要があります。施設機能は、重度・重複の障害のある人にとっての「住まいの場」のひとつであるとともに、施設利用者に対してだけでなく、地域社会へのサービス提供など広く地域での役割が求められるなど、大きく機能転換することとなります。

就業支援をはじめとする地域の支援基盤・体制づくり

障害のある人が、地域で自立した生活を目指せるようになるためには、その能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へと転換していく必要があります。

そのため、一般就労へ移行することを目的とした事業の創設や、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、支援に取り組みます。

地域で共に暮らす意識の醸成

障害のある人が、地域で安心した暮らしを確保するためには、本人の自立意識や福祉サービスによる多様な支援に加え、地域の理解や支えあいの意識もなくてはならない不可欠な要素です。

本市の総合計画では、「自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実」を施策として掲げています。

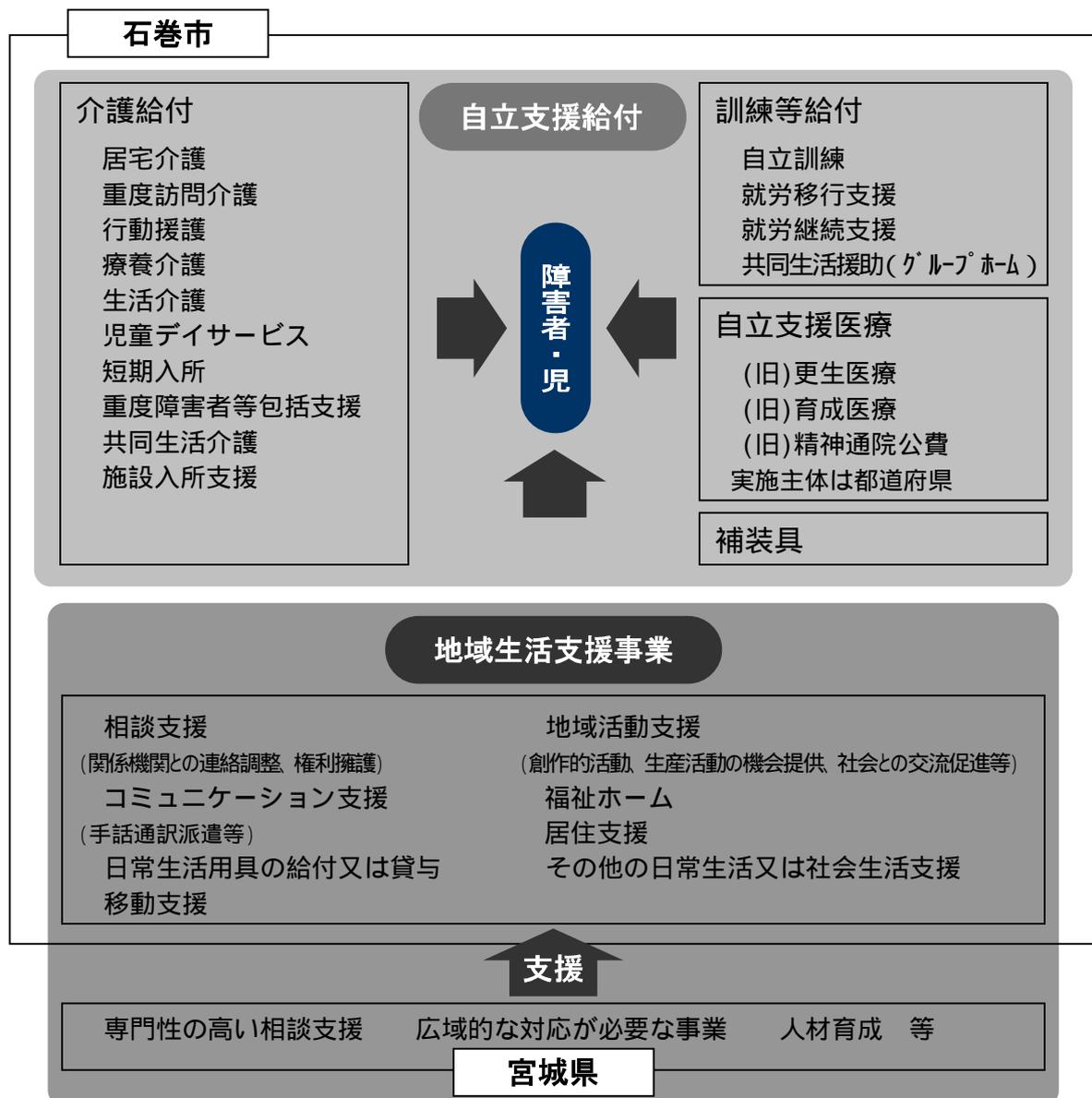
人権擁護や虐待防止に取り組むとともに、障害のある人を地域での暮らしへと迎え入れる市民意識の醸成を目指します。

(4) 新たなサービス体系

障害者自立支援法では、現在、障害のある人に対して提供している様々なサービスのうち、共通するものについて、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」という2つの方法でサービスを提供します。

自立支援給付は、障害のある人一人ひとりに対してサービスを提供する「個別給付」という形を取ります。また、地域生活支援事業は、市町村や都道府県が国などの補助を受けて行う「補助事業」の中でサービスを提供します。

図表3 新たなサービス体系のイメージ



参考:厚生労働省資料

(5) 県・広域圏との連携

障害者自立支援法のポイントの一つとして、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化されますが、市町村と県、国が縦割りの役割を分担するだけでなく、障害のある人の生活を支える重層的な支援体制を構築するために、県による支援体制のほか、近隣市町との連携を図っていきます。

(6) 「暮らしやすさ」を実感できる支援体制づくりへ

障害者自立支援法の施行により、利用者本位のサービス体系が構築されましたが、従来の障害認定基準に当てはまらず、福祉サービスを利用することが困難な人など、障害があっても、「暮らしにくさ」を自己表現できない方は多くいます。

今後の障害福祉施策を考えるに当たっては、機能レベルや制度上の障害を見るのではなく、一人ひとりの暮らし方にあった「暮らしやすさ」を実感できる支援体制づくりを目指します。

(7) ライフステージを見据えた継続的な支援へ

障害のある人への支援は、「地域で暮らす」ことを念頭に置き、「乳幼児」₁、「学齢期」₂、「青（壮）年期」₃、「高齢期」といったそれぞれの時期（ライフステージ）に必要な経験や支援が行えるよう、地域に根ざした継続的な支援体制づくりを目指します。

ライフステージとは、年齢に伴い変化する生活段階や年代別の生活状況などをいいます。出生、就学、就職、子育てなど人生を時期的に区分する各場面を表す意味で用いられます。

4 . 計画策定に当たって

障害者計画及び障害福祉計画のいずれにも、障害のある人をはじめ、幅広く市民、関係者の声を反映させることが求められており、本市では、市民レベル、行政レベルでの具体的な検討システムを構築しながら計画の策定を行いました。

(1) 策定体制

障害者計画等策定委員会の設置

学識経験者、障害者団体、医療・教育・福祉事業関係者、民生委員・児童委員、企業代表者、関係行政機関の職員等で構成する「石巻市障害者計画等策定委員会」で計画内容の審議を行いました。

アンケート調査等の実施

計画策定に先立ち、障害（身体障害・知的障害・精神障害）のある人の生活状況や施策への要望を把握し、策定の基礎資料とするために障害者福祉に関するアンケート調査等を実施しました。

庁内検討組織の設置

本庁及び各総合支所の福祉担当課の職員で構成する「石巻市地域福祉計画及び石巻市障害者計画等策定検討部会」を設置し、計画原案の検討を行いました。

なお、事務局は保健福祉部福祉計画策定室が担当しました。

(2) 市民参画について

市民の策定委員会への参加

策定委員会では、公募による市民が委員として参加しました。

策定状況等の情報公開

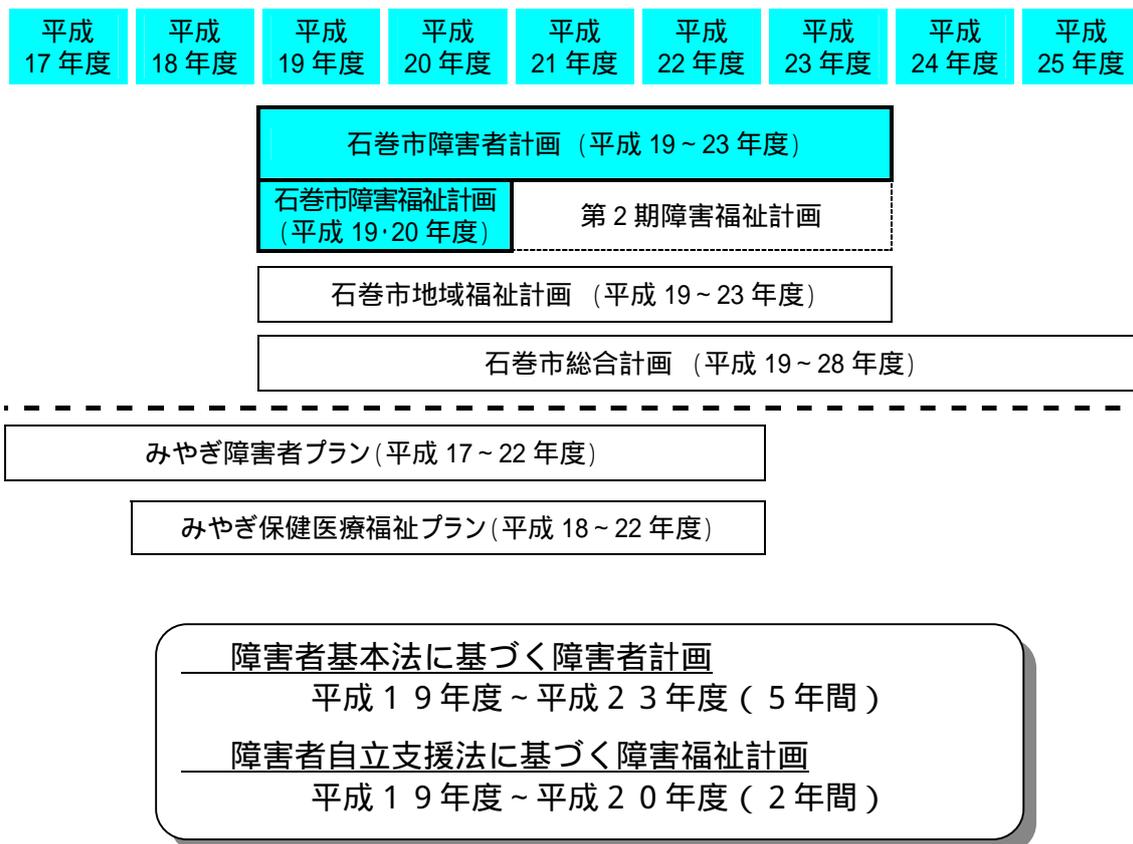
市民からの意見を広く求めるため、市ホームページで、策定委員会の開催や策定経過、素案に対するパブリック・コメントの実施等、情報を公開しました。

パブリック・コメントに関しては、平成19年2月6日から平成19年2月26日までの期間に、保健福祉部福祉計画策定室、各総合支所保健福祉課、各支所、各公民館、情報公開コーナー、市ホームページ等で計画案を公表し、計画の最終的な取りまとめを行いました。

5 . 計画期間

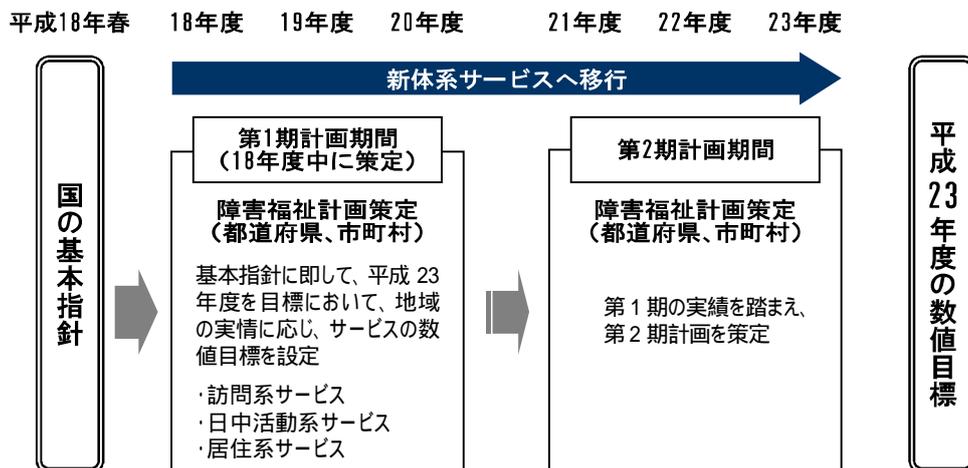
本計画及び関連計画の計画期間は、次のとおりです。

図表4 障害者計画及び関連計画の計画期間



障害者自立支援法制定後に初めて策定する障害福祉計画の計画期間は、平成19年度及び平成20年度の2年間となります。第2期以降は3年を1期とした計画となります。

図表5 障害福祉計画における数値目標設定について



第 2 章 障害のある人の 現況と課題

第2章 障害のある人の現況と課題

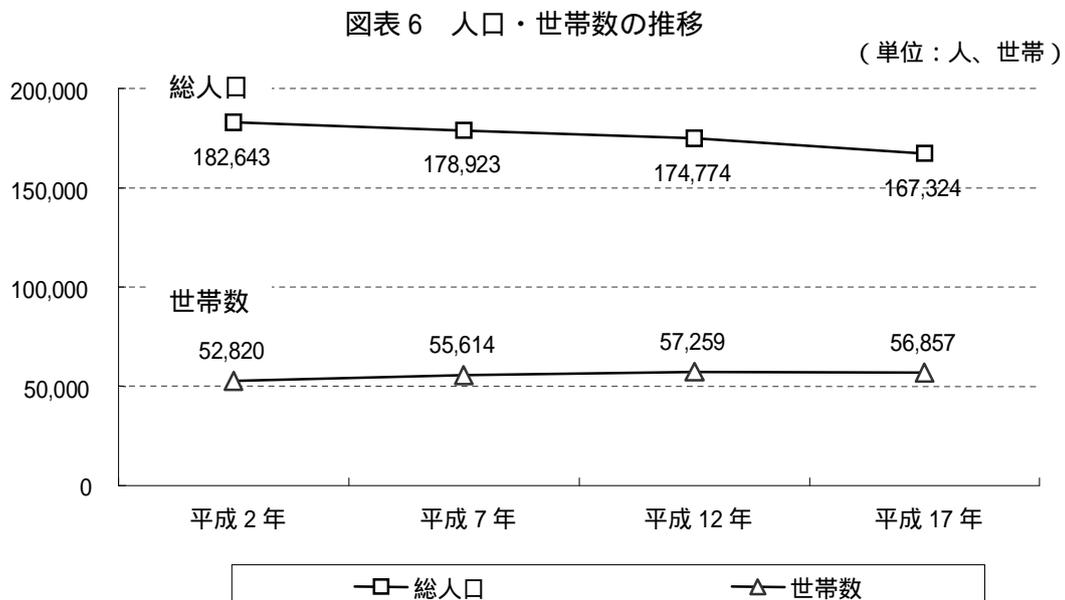
1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口・世帯

図表6 人口・世帯数の推移から分かるように、本市の人口は減少しています。

総人口は、ここ10年間（平成7年から平成17年まで）で、6.5%減少し、平成17年の総人口は167,324人となっています。

一方、世帯数は、平成12年までの増加傾向から減少に転じ、平成17年の世帯数は56,857世帯となっています。



資料：国勢調査

2. 障害のある人の現況

(1) 障害者人口（手帳所持者）

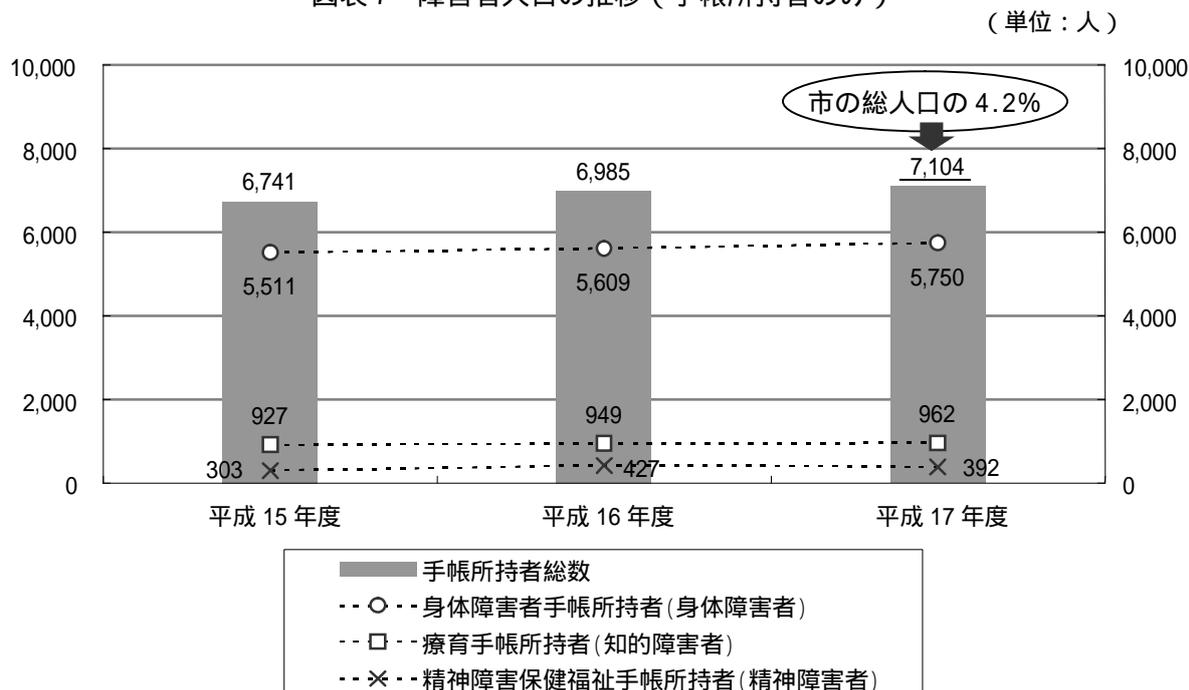
本市の障害者人口の推移

本市の障害者人口は、平成15年度には6,741人でしたが、平成17年度においては7,104人となっており、増加傾向にあります。

また、平成17年度の本市の総人口に占める障害者の割合は4.2%となっています。

障害別に見ると、身体障害者の増加が最も大きく、平成17年度には5,750人となっています。

図表7 障害者人口の推移（手帳所持者のみ）



資料：石巻市保健福祉部

身体障害者

本市の身体障害における手帳所持者数は年々増加しており、平成17年度の身体障害者手帳所持者数は5,750人となっています。

また、手帳の等級別では「1級」が最も多く、平成17年度現在の手帳所持者数は1,888人に上ります。

図表8 身体障害者手帳所持者 (単位：人)

障害の等級	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1級	1,747	1,773	1,888
2級	977	968	981
3級	1,068	1,107	1,078
4級	984	1,020	1,103
5級	437	443	424
6級	298	298	276
総数 (うち18歳未満の障害児数)	5,511 (74)	5,609 (69)	5,750 (79)

資料：石巻市保健福祉部

知的障害者

本市の知的障害における手帳所持者数は年々増加しており、平成17年度の療育手帳所持者数は962人となっています。

一方で18歳未満の手帳所持者数は、平成15年度以降減少傾向にあります。

図表9 療育手帳所持者 (単位：人)

障害の等級	平成15年度	平成16年度	平成17年度
A	508	515	508
B	415	433	454
不明	4	1	0
総数 (うち18歳未満の障害児数)	927 (199)	949 (185)	962 (160)

資料：石巻市保健福祉部

精神障害者

本市の平成17年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、392人となっています。

図表10 精神障害者保健福祉手帳所持者 (単位：人)

障害の等級	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1級	116	148	112
2級	139	205	208
3級	48	74	72
総数 (うち18歳未満の障害児数)	303 (0)	427 (0)	392 (0)

資料：石巻市保健福祉部

障害児

本市の障害児（18歳未満）の手帳所持者数は、年々減少傾向にあり、平成17年度の手帳所持者数は239人となっています。

図表11 障害児数の推移 (単位：人)

障害の内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度	構成比 (平成17年度)
身体障害児(18歳未満)	74	69	79	33.0%
1級	34	33	29	12.1%
2級	16	12	24	10.0%
3級	14	17	16	6.7%
4級	9	6	8	3.4%
5級	0	0	0	0.0%
6級	1	1	2	0.8%
知的障害児(18歳未満)	199	185	160	67.0%
A	92	88	64	26.8%
B	107	94	96	40.2%
不明	0	3	0	0.0%
総数	273	254	239	-

資料：石巻市保健福祉部

(2) 障害の種類

障害の種類では、上肢、下肢、体幹機能、運動機能の障害の割合が最も高く、平成17年度における3障害（身体・知的・精神）の約4割（41.1%）を占め、次いで内部障害、知的障害が高い割合を占めています。

図表12 障害の種類ごとの障害者数 (単位：人)

障害の種類	平成15年度	平成16年度	平成17年度	構成比 (平成17年度)
視覚障害	462	446	461	6.5%
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく障害	490	500	496	7.0%
上肢・下肢障害、体幹機能・運動機能障害	2,848	2,883	2,923	41.1%
内部障害	1,711	1,780	1,870	26.3%
心臓機能障害	1,043	1,078	1,148	16.1%
腎臓機能障害	329	333	357	5.0%
呼吸器機能障害	131	138	124	1.7%
膀胱・直腸・小腸等の障害	207	230	238	3.4%
免疫機能	1	1	3	0.1%
知的障害	927	949	962	13.6%
精神障害	303	427	392	5.5%
総数	6,741	6,985	7,104	-

資料：石巻市保健福祉部

(3) 在宅・入所者の状況(推移)

平成17年3月31日現在における手帳所持者の在宅・入所者の状況を見ると、身体障害のある人の在宅者数は5,705人であり、ほとんどの人が在宅であることがわかります。

また、知的障害のある人の在宅者数は835人、施設入所者数は127人であり、1割を超える人が施設に入所しています。

図表13 身体障害・知的障害者の生活状況

(単位:人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	3か年の増減 (平成15~17年度)
身体障害者	5,688	5,798	5,750	62
在宅者数	5,642	5,753	5,705	63
施設入所者数	46	45	45	-1
知的障害者	927	949	962	35
在宅者数	778	812	835	57
施設入所者数	149	137	127	-22

値は(平成17年度の該当者数)-(平成15年度の該当者数)として算出

資料:石巻市保健福祉部

3 . 施策分野別の取組み状況

(1) 保健・医療

早期発見・早期治療

本市では、心臓病・脳卒中などの循環器及び肝・腎臓疾患を早期に発見するために、市内の医療機関等において基本健康診査(一般健康診査)及び各種検診を実施することにより、早期発見・早期治療を図り、後遺障害の抑制に努めています。

また、乳幼児の健全な育成に向けて、乳幼児健康診査による疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、保健センターにおいて発達相談を実施しています。特に発達相談では、必要に応じて保育士も参加し、療育の相談を行っています。

そのほか、妊婦一般健康診査を実施することによって、妊婦の健康管理の向上に努めています。

医療に関する助成の実施

医療に関する助成としては、更生医療の給付をはじめ、重・中度心身障害者医療費助成や進行性筋萎縮症者療養等給付、精神障害者通院医療費公費負担、母子・父子家庭医療費助成等を行っています。

また、医師の指示により居宅において酸素濃縮器を利用している方を対象に、酸素濃縮器の使用に要する電気料金の助成を行っています。

なお、平成18年4月から、医療に係る公費負担制度のうち、更生医療、育成医療、精神通院制度については、「自立支援医療費制度」として一本化されています。

(2) 保育・教育

障害児の健全育成

市内保育所のうち、12か所で障害児保育を実施するとともに、在宅の心身障害児に対する療育の相談を行っています。

また、かもめ学園では、在宅心身障害児を対象に日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練を実施しており、運営をNPO法人石巻市やわらぎの会へ委託しています。

学校教育

児童生徒の障害の重度重複化・多様化に伴い、従来の特殊教育だけでは十分に対応できない状況にあります。そこで、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症を含めて、特別支援教育として、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を一層充実させるために、必要な教育的支援を行っています。

また、障害のある児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、障害のある児童生徒が入学する際には、学校の障害者用トイレやスロープを整備し、施設のバリアフリー化や教育設備の整備を行っています。

(3) 雇用・就労支援

本市における就労支援は、福祉的就労が中心であり、障害のある人の就業機会や職業訓練の実施、小集団による作業訓練や生活指導訓練を行う授産施設及び小規模作業所への運営支援を実施しています。

また、就労に関するアドバイスを行う就労アドバイザー事業(宮城県事業)をはじめ、ハローワークを通じての就労支援制度や障害者就業・生活支援センター事業によって、一般就労及び企業への雇用を支援しています。

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いのですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられます。

(4) 生活支援（サービス・生活環境）

障害福祉サービス・自立生活支援

障害福祉サービスは、平成15年度の「措置制度」から「支援費制度」への移行により、障害福祉サービスは大きく変化しました。

本市では、これまで「支援費制度」によるサービス提供のほか、障害のある人や家族の日常生活での困難を援助するための障害福祉サービスや自立生活を目的とした在宅支援に取り組んでいます。

障害者自立支援法の施行により、個別給付サービス（介護給付、訓練等給付など）の見直しや地域生活支援事業の創設など、障害福祉サービスの仕組みは、今後、大きく変わることとなります。

図表 14-1 本市における主な障害福祉サービスの利用実績（ホームヘルプ）

障害別・サービス種別		利用実績	平成17年度	
			利用量 (時間)	のべ利用者数 (人)
身体 障害者	身体介護	4,697.5	398	
	家事援助	3,704.0		
	移動介護(身体介護を伴う)	28.0		
	移動介護(身体介護を伴わない)	4.5		
	日常生活支援	901.0		
	計	9,335.0		
知的 障害者	身体介護	2,433.5	319	
	家事援助	1,262.0		
	移動介護(身体介護を伴う)	0.0		
	移動介護(身体介護を伴わない)	0.0		
	計	3,695.5		
障害児	身体介護	2,219.0	235	
	家事援助	0.0		
	移動介護(身体介護を伴う)	16.0		
	移動介護(身体介護を伴わない)	0.0		
	計	2,235.0		
精神 障害者	滞在型(身体介護)	876.5	262	
	滞在型(家事支援)	1,318.5		
	巡回型	0.0		
	計	2,195.0		
合 計		17,460.5	1,214	

資料：石巻市保健福祉部

図表 14-2 本市における主な障害福祉サービスの利用実績（通所サービス・短期入所）

障害・サービス種別		利用実績	平成17年度	
			利用量 (日)	のべ利用者数 (人)
身体障害者	デイサービス		2,266	353
	ショートステイ		474	48
知的障害者	デイサービス		3,090	526
	ショートステイ		3,191	340
障害児	デイサービス		2,564	249
	ショートステイ		378	114
精神障害者	ショートステイ		19	19

資料：石巻市保健福祉部

図表 14-3 おもな障害福祉サービスの利用実績（施設利用状況）

施設種別		利用実績	平成18年3月
			利用者数(人)
身体障害者	身体障害者更生施設(入所)		2
	身体障害者療護施設(入所)		27
	身体障害者授産施設(入所)		13
	身体障害者授産施設(通所)		1
	計		43
知的障害者	知的障害者更生施設(入所)		118
	知的障害者更生施設(通所)		56
	知的障害者授産施設(入所)		7
	知的障害者授産施設(通所)		77
	計		258
その他	小規模作業所(3障害)		80

資料：石巻市保健福祉部

経済支援

障害のある人の日常生活における経済的な負担の軽減を図るため、各種医療費の助成や税金、公共料金の減免をはじめ、障害の種類や程度、所持している手帳の等級、所得に応じて、障害児福祉手当、特別障害者手当などの支給を行っています。

また、障害基礎年金制度をはじめ、保護者が万一死亡又は重度障害になった場合の経済的支援として、宮城県が実施している心身障害者扶養共済制度により、将来的な経済不安への対応を行っています。

情報へのアクセス・コミュニケーション支援

本市では、市ホームページへの情報掲載のほか、市報、パンフレット等による情報提供を行うなど、障害福祉情報が幅広く周知できるよう取り組んでいます。

また、重度の視覚障害のある人への情報提供手段として、市報をカセットテープに録音した「声の市報」を毎月配付しています。

情報の通信、コミュニケーション手段の確保策としては、重度障害者を対象とした聴覚障害者用通信装置など日常生活用具の給付事業を行うとともに、市社会福祉事務所に手話通訳者を配置し、窓口におけるコミュニケーションの円滑化を図っています。

住環境への支援

障害のある人が、現在住んでいる住宅を改修しようとする場合に、住宅改修費の給付を行うなど、経済的な負担軽減を図っています。

また、知的障害や精神障害のある人のグループホーム（障害者地域共同生活援助事業）への入居など、自立生活を住環境面から支援しています。

(5) まちづくり

バリアフリー

宮城県の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく整備が進む中、平成16年3月に、石巻中心部の商店街のバリアフリー情報を掲載した「ぶらりマンガロード」、平成17年3月には、石巻地域のスポーツ施設及び体育館やスポーツの可能なホールのある公民館等（計55施設）を対象に障害のある人自身がスポーツをする視点からバリアフリー状況をまとめた「石巻地域のスポーツ施設バリアフリー情報」が作成されています。

施設では、平成17年4月に全面バリアフリーのスポーツ・文化施設「遊楽館」が河南地区にオープンし、障害のある人の行動範囲を広げる取組みが進んでいます。

移動支援

交通機関の利用助成や在宅障害者自動車燃料費助成券・福祉タクシー利用助成券の交付等により、移動費用の負担軽減を図っています。

また、障害のある人の行動拡大を支援し、就労をはじめとする社会参加を図るために、身体障害者用自動車改造費助成、運転免許取得費用の助成を行うとともに、視覚障害のある人の外出等の行動支援として、ガイドヘルパーの派遣を石巻市社会福祉協議会へ委託しています。

なお、移動支援については、今後、地域生活支援事業の創設に伴い、再編・検討が必要になります。

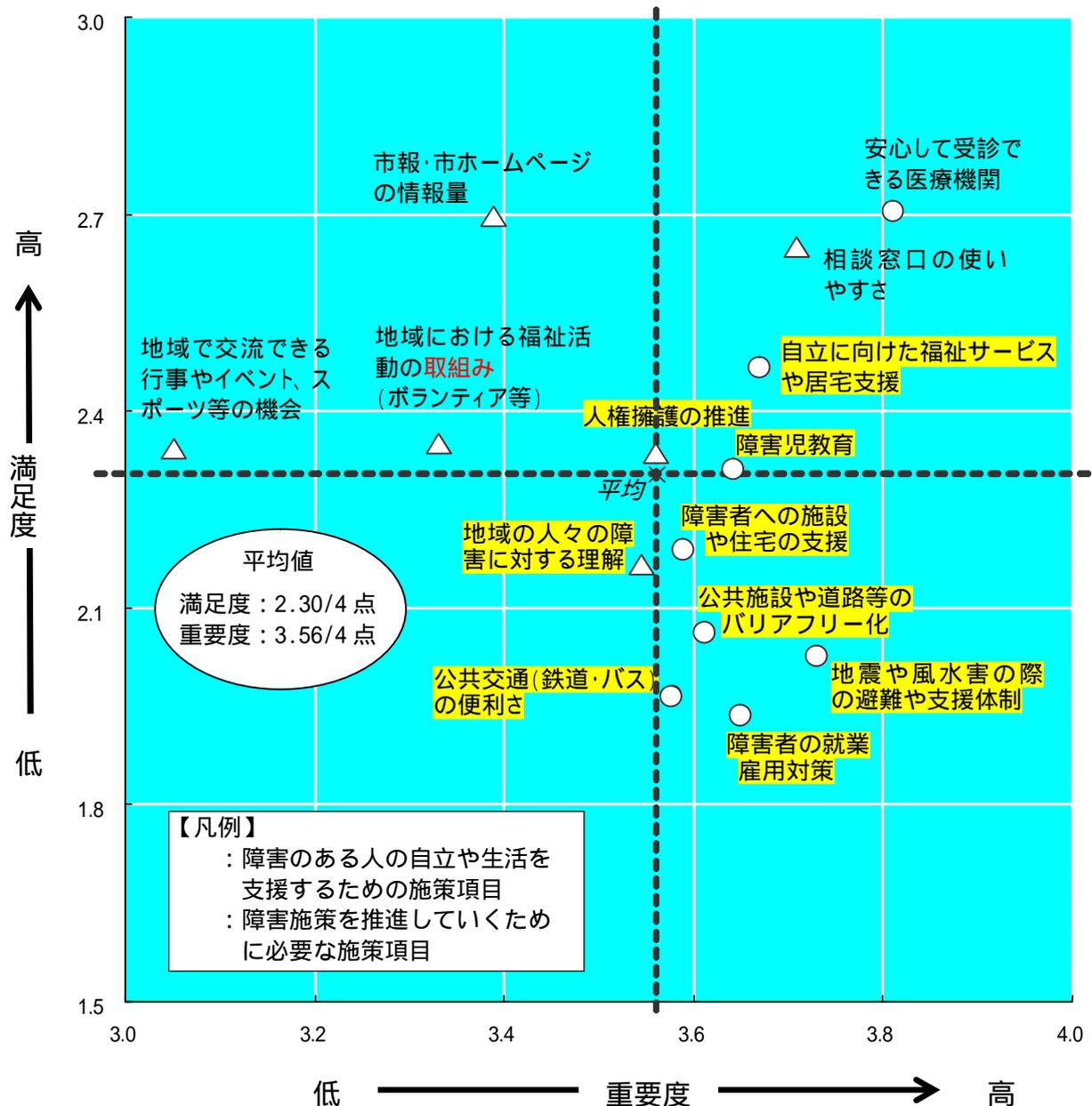
防犯・防災

各町内会・行政区では、災害時要援護者（自力で避難することのできない障害者、高齢者等）の支援のため、役員や民生委員・児童委員を中心に防災ネットワークを設立し、要援護者情報の共有化、自主防災訓練や地域での防災マップの作成など、市民が支えあい、日常生活から災害時までの支援・安全確保を進める取組みが浸透してきています。

4 . 障害福祉施策の評価

アンケート調査における障害者施策の評価結果は、次のとおりです。

図表 15 アンケート調査による障害施策の評価



(参考：凡例記号について)

障害の自立や生活を支援するための施策項目は、暮らしに直接かかわるサービスや支援、生活環境等が該当し、障害者施策を推進していくために必要な施策項目は、情報や相談といったサービスや支援、生活環境を推進していくために必要な施策、障害者施策全体の推進に必要なボランティア活動や啓発等が該当します。

(1) 評価に見る施策の実施状況

施策別の満足度の傾向としては、「相談窓口の使いやすさ」「市報・市ホームページの情報量」といった障害施策を推進させるために必要な施策(図表15凡例：)の満足度が評価の平均値を上回っています。

こうした施策推進項目の満足が得られた結果は、「自立に向けた福祉サービスや居宅支援」といった障害のある人の自立や生活を支援する施策項目(図表15凡例：)の満足度の高さにつながっていると見ることができます。

一方、満足度が平均値を下回る項目は、「障害者への施設や住宅の支援」、「公共施設や道路等のバリアフリー化」、「地震や風水害の際の避難や支援体制」、「公共交通の便利さ」、「障害者の就業・雇用対策」といった地域の生活基盤・生活環境にかかわる施策が多くを占めています。

また、障害施策を推進させるために必要な施策においても、「地域の人々の障害に対する理解」についての満足度が平均値をやや下回っていることから、障害のある人の自立支援に向けて、更なる推進が求められています。

5 . 計画策定に向けた課題の整理

[計画における主要課題 1]

- 1 : 市民が障害について理解し、支えあう地域社会づくりを推進する
- 2 : 障害のある人の人権及び権利擁護を推進する

障害のある人が、地域でともに働き、学び、暮らしていくためには、市民が障害に対する理解を深め、支えあう地域社会づくりを進める必要があります。

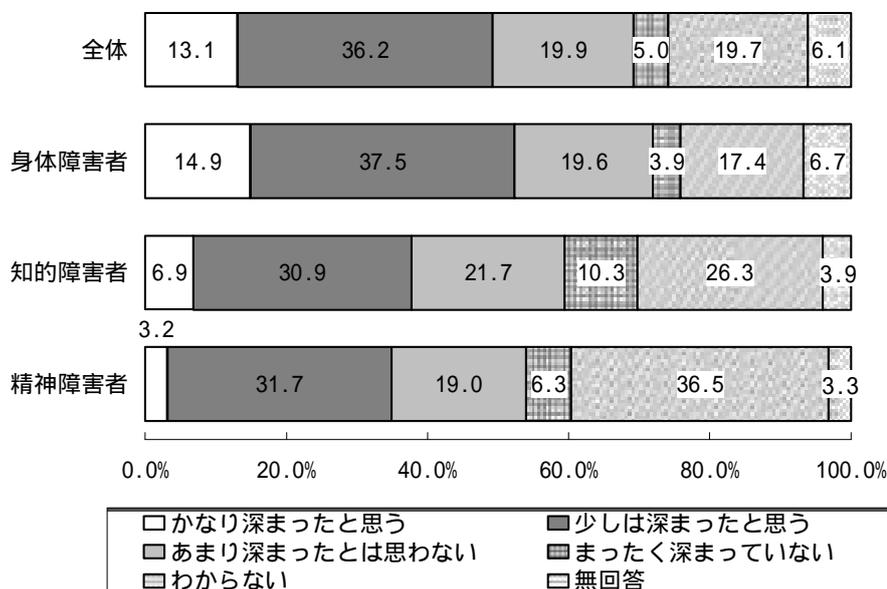
また、障害のある人が地域の中で孤立することがないように、一人の市民としての人権や権利を守るための取組みも重要です。

(課題の現状)

アンケート調査では、回答者全体の5割の人が障害への理解が「かなり深まったと思う」「少しは深まったと思う」と回答しています。

しかしながら、障害別に見ると、「障害のある人への理解の深まり」への感じ方は異なるようです。

図表 16 社会全体の障害のある人への理解について



[計画における主要課題2]

- 1：乳幼児期から中高年齢に至るまで、生涯にわたる健康や医療を確保する
- 2：必要な生活支援の質的・量的なサービスを確保する
- 3：施設や社会的入院から地域へ、暮らしの場の移行を支援する

障害のある人が健康を保持・増進し、地域で安心して生活できるためには、健康づくりをはじめ、二次障害の予防や疾病への対応など、乳幼児期から中高年齢に至る継続的な保健体制・医療サービスに努める必要があります。

また、必要な生活支援が受けられるよう、サービスの質の確保を図り、地域への暮らしの場の移行を支援する必要があります。

(課題の現状)

障害の有無にかかわらず、自らの「健康」は、最も重要なことの一つです。アンケート調査でも、普段の暮らしでの困りごとの中で、「自分の健康や体力に自信がない」といった不安は上位となっています。

今後、自分で選択できる暮らし方を考える上では、健康や身体機能を維持・増進するための保健サービスや医療体制・機能回復訓練（リハビリテーション）の充実は、地域で安心して暮らすための不可欠な要素となります。

図表 17 普段の暮らしで困っていること（障害別：上位5項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者	自分の健康や体力に自信がない	家族など介護者の健康状態が不安	十分な収入が得られない	将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか	適当な働き口がない
	27.9%	11.2%	8.1%	4.5%	3.4%
知的障害者	将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか	自分の健康や体力に自信がない	家族など介護者の健康状態が不安	適当な働き口がない	十分な収入が得られない
	24.6%	12.0%	9.1%	8.6%	5.7%
精神障害者	自分の健康や体力に自信がない	将来にわたる生活の場(住居)、または施設があるかどうか	適当な働き口がない	・十分な収入が得られない ・趣味や生きがいを持ってない	
	28.6%	12.7%	9.5%	7.9%	

[計画における主要課題3]

- 1：様々な方向から障害のある人の「働く」を支援する
- 2：学校等の環境を整え、将来への可能性を広げる
- 3：地域での暮らしに「楽しみ」を増やす

障害のある人が、様々な地域活動への参加や企業等で働くこと、学校へ通うことなど、それぞれの年代に応じて、その人の適性と能力に応じた多様な活動の場（社会参加の場）が確保されるよう取り組む必要があります。

また、地域活動や就労、学校生活などでは、特に「障害に対する理解」に努めることが重要となります。

（ 課題の現状 ）

障害者自立支援法では、一般就労への移行など、働く意欲と能力がある障害のある人の就労支援を行うこととしています。

本市においても、宮城県及び関係機関との連携を図りながら一般就労移行への支援を行うこととなります。

一方、教育分野では、アンケート調査の結果から、学校等での生活や指導体制等については「子どもの能力や障害の状態にあった指導」(61.3%)が、また、学校教育終了後の進路について必要な対策として、「通所の作業所・授産施設の充実」(56.3%)、「要望に応じた施設を選択できること」(55.0%)及び「教育・就労・福祉等の一貫した相談支援体制の充実」(43.8%)についての意向が上位となっています。

図表 18 学校等での生活や指導体制等について望んでいること（全体：上位5項目）

	1位	2位	3位	5位
学校等に通う 障害児 複数回答あり	子どもの能力や 障害の状態に あった指導	まわりの子ども たちの理解を 深めるような、 交流機会	・学校等での介助体制や障害に配 慮した施設の整備 ・放課後に子どもを預かってくれる 場所	統合教育 統合保育
	61.3%	56.3%	41.3%	37.5%

図表 19 学校教育終了後の進路について必要な対策（全体：上位5項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
学校等に通う 障害児 複数回答あり	通所の作業所・ 授産施設の 充実	要望に応じた 施設を選択 できること	教育・就労・ 福祉等の一貫 した相談支援 体制の充実	つぎのステップへ の意向や再挑 戦できる仕組み	教育訓練機関 の整備
	56.3%	55.0%	48.8%	43.8%	42.5%

[計画における主要課題4]

- 1：移動に関する不自由さを見直す
- 2：地域の「暮らしにくさ」を見直す

住まいからの移動支援は、生活の行動範囲を広げる第一歩であり、公共交通や必要な移動支援を確保する必要があります。

また、誰でも利用できる移動手段となるよう、公共交通や民間の移動支援事業者を含め、障害のある人のニーズを満たす、多様な移動支援の確保が求められます。

住環境やまちの生活基盤について、行政、民間事業者とともに、「暮らしやすい」環境づくりに努めるほか、交通計画に基づく公共交通体系の見直し、災害時要援護者対策等、地域で障害のある人を支えあう体制を整備し、市民が一体となって地域の「暮らしにくさ」を見直す必要があります。

(課題の現状)

アンケート調査によると、地域の出歩きやすさと外出頻度の占める割合は、「安心して歩ける」と回答した人では外出する頻度が高く、逆に「全く安心できない・外出していない」と回答した人では、外出頻度が低い傾向にあります。

また、「ほぼ毎日」外出する人でも3割(33.3%)の人は、「あまり安心できない」と回答しています。

図表20 地域の出歩きやすさと外出の頻度(全体)

出歩きのやすさ 外出の頻度	安心して歩ける	まあ安心して歩ける	あまり安心できない	全く安心できない・外出していない	無回答
全体	15.7%	35.3%	32.1%	11.9%	5.0%
ほぼ毎日	19.9%	41.4%	33.3%	4.2%	1.2%
週に2~3回くらい	17.5%	43.3%	32.8%	5.4%	1.0%
月に2~3回くらい	16.2%	34.2%	38.8%	8.8%	2.0%
月に1回くらい	19.4%	35.2%	28.7%	13.9%	2.8%
年に数回くらい	10.1%	25.3%	36.7%	22.8%	5.1%
外出していない	4.3%	18.3%	20.0%	44.3%	13.1%

第 3 章 基本構想

第3章 基本構想

1. 本市の障害福祉施策の目指す姿（基本理念）

ともに暮らし支えあう、 自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害のある人々の暮らしは、障害者自立支援法が施行されたことによって、「自立」と「社会参加」を目指し、新たな方向へと進むこととなりました。

これからの障害者福祉は、ノーマライゼーションの考えの下、障害のある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

本市では「石巻市総合計画」に基づく障害福祉施策として、「自立し、いきいき暮らせる障がい者福祉の充実」を掲げています。

そこで、障害者福祉施策の目指す姿を『ともに暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』とし、本計画の基本理念として掲げます。

地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障害への理解と支えあいの市民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指します。

2 . 施策の方向性（基本目標）

基本目標 1：支えあう市民意識の醸成に努めます

【 基本目標を達成するための施策 】

- 1 - 1 啓発活動、福祉教育の推進
- 1 - 2 地域交流、ボランティア活動の推進
- 1 - 3 人権・権利擁護の推進

障害についての正しい知識や理解を深め、地域でともに暮らす障害のある人への心の隔たりを埋めるための広報・啓発活動に取り組み、ボランティア活動の促進などの地域でふれあう機会をつくり、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、生活の様々な機会に障害にかかわらず、本来あるべき権利を侵害されることのないよう、権利擁護に努め、安心した暮らしのできる地域社会づくりを進めます。

基本目標 2：暮らしやすい生活環境を構築します

【 基本目標を達成するための施策 】

- 2 - 1 情報提供・相談体制の充実
- 2 - 2 保健・医療サービスの充実
- 2 - 3 障害福祉サービスの充実
- 2 - 4 地域生活移行の推進
- 2 - 5 住環境の充実

障害の種類や状況にかかわらず、すべての障害のある人が、必要な支援を受けながら、安心して暮らせる生活を実現するために、しっかりとした情報提供や相談できる体制を築きます。

また、ライフステージごとに継続した保健・医療・生活支援に関する、様々なサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立へ向けた生活支援体制を構築します。

基本目標 3：社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

【基本目標を達成するための施策】

- 3 - 1 就労移行支援の推進
- 3 - 2 保育・教育環境の充実
- 3 - 3 スポーツ・文化活動の推進

障害のある人が、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、学習機会や働く意欲など、保育・教育環境の充実、就労機会、諸活動への参画といった、自らの生活を描く機会が広がるよう、必要な支援の実施、環境整備を行います。

基本目標 4：「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

【基本目標を達成するための施策】

- 4 - 1 バリアフリーのまちづくりの推進
- 4 - 2 移動支援の充実
- 4 - 3 緊急時・災害時の安心安全策の確保

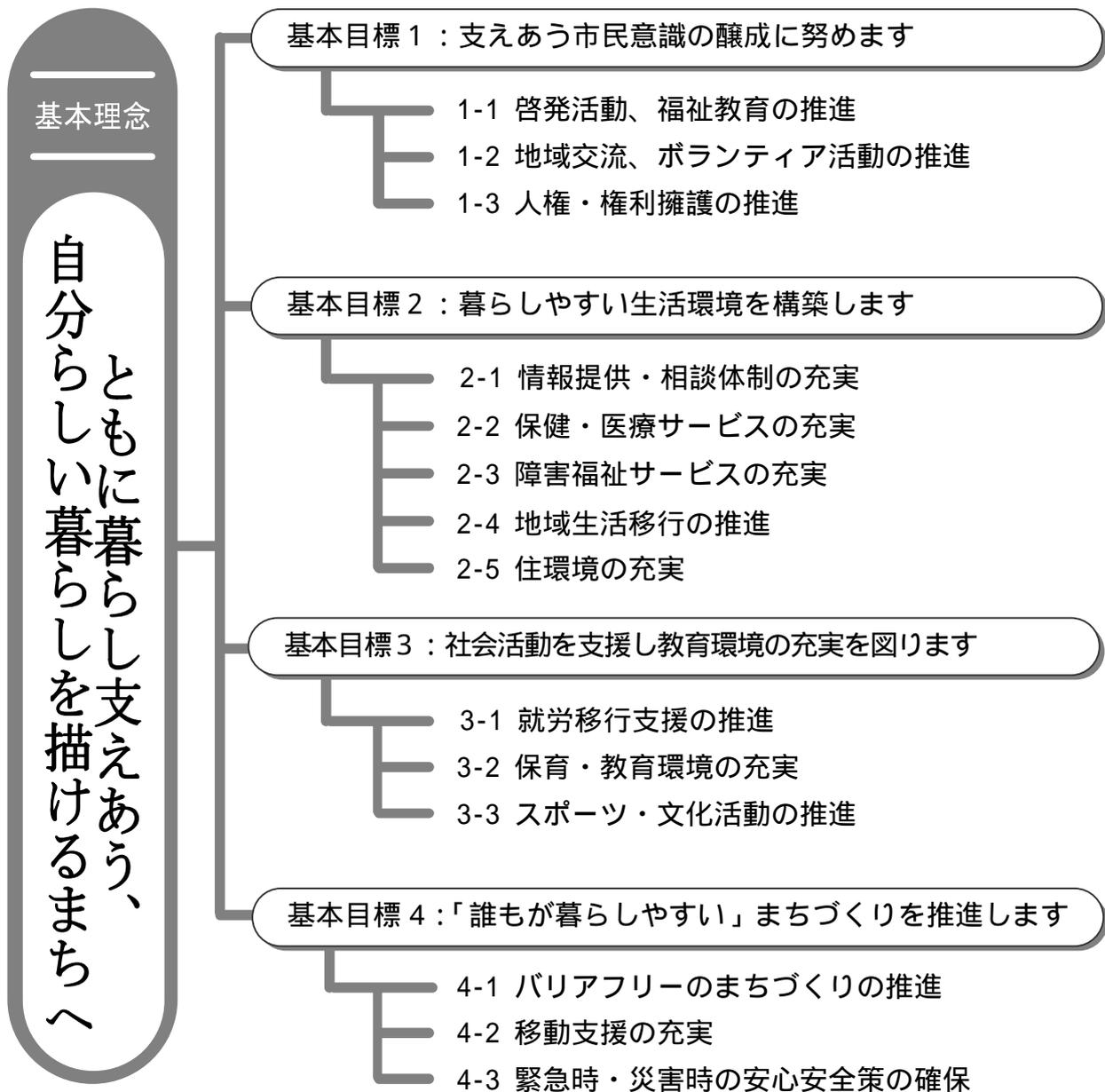
福祉のまちづくりを進めるため、物理的バリア（障壁）を取り除き、地域に障害のある人を迎えらるよう、安心して暮らせる環境を整備します。

また、災害や万が一の緊急時にも安心安全が確保されるよう、支援体制づくりに努め、「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します。

3 . 施策の体系

本市の障害福祉施策体系は、次のとおりです。

< 石巻市の障害福祉施策 >



第4章 施策・事業の展開

第4章 施策・事業の展開

基本目標1：支えあう市民意識の醸成に努めます

施策1-1 啓発活動、福祉教育の推進

施策の目的

障害という言葉のもつ対人関係や心の隔たりの解消（障害への理解、心のバリア（障壁）を取り除く）を目的とした施策です。

日常生活の中で、障害の有無にかかわらず、市民として共に育ち、支えあう関係を深めるための事業に取り組みます。

実施事業

1-1-1 広報啓発活動の推進

「障害者の日」、「障害者週間」、「人権週間」、「障害者雇用促進月間」、「精神保健福祉普及運動」等において、行事や市報等を活用した広報啓発を行い、障害のある人に対する市民の理解と認識を深めます。

1-1-2 福祉教育の推進

総合学習等の機会を利用し、ハンディキャップ体験等、障害のある人に対する市民の理解を深める取組みを推進します。

事業主体	事業内容
市社会福祉協議会	ハンディキャップ体験 児童・生徒のボランティア活動普及事業 等

施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

施策の目的

障害の有無にかかわらず、相互に交流を深める機会づくりを推進するために、市民が主体的に取り組む施策です。

地域で支えあう意識を活動につなげるための事業を展開します。

障害のある人が地域での活動に参加し、交流することによって、社会参加を果たすことを目指します。

実施事業

1-2-1 地域交流、ボランティア活動の推進

障害のことや障害のある人について正しく理解し、行動できる力を身につけられるよう、ボランティア活動の体験等を通じて、交流・ふれあいの場の充実を図ります。

事業主体	事業内容
石巻市	地域交流支援 等
市社会福祉協議会	青年体験ボランティア事業 ボランティア育成講座の開催 ボランティアセンターの充実 障害者交流事業 等

施策 1-3 人権・権利擁護の推進

施策の目的

市民一人ひとりが人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めるための施策です。

障害によって、人権を侵す行為や不利益を被ることのないよう取り組むべき事業を行います。

実施事業

1-3-1 権利擁護・成年後見制度の推進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を保護支援するために、権利擁護・成年後見制度の推進に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	成年後見制度利用支援事業 等
宮城県	障害者専門相談事業 等
市社会福祉協議会	権利擁護システム整備事業(県) 地域福祉権利擁護事業(県) 等

基本目標 2：暮らしやすい生活環境を構築します

施策 2-1 情報提供・相談体制の充実

施策の目的

障害のある人が必要な情報を可能な限り多くの手段で入手できるよう、情報提供を図るための施策です。

多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制を充実し、困りごとの解消や情報入手につなげるための取り組みです。

実施事業

2-1-1 情報提供の充実

障害のある人が、様々な情報を得ることができ、また、必要な情報を自分本位に選択できるために、障害による情報の格差を生む様々なバリア（障壁）を取り除き、自立生活、社会参加を推進するための情報提供の充実を図ります。

事業主体	事業内容
石巻市	「声の市報」 インターネットによる情報提供 等

2-1-2 相談体制の充実

市内外の様々な各相談機関の連携の強化を図るとともに、障害のある人や家族が、できる限り身近なところで総合的な相談が受けられるよう相談支援体制の整備に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	相談支援事業 手話通訳者の設置 等

施策2-2 保健・医療サービスの充実

施策の目的

生涯を通じて必要な保健、医療サービスが得られ、また、こうしたサービスが継続的に受けられる体制づくりを目的とした施策です。

障害のある人が身体健康の保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感の得られるようになることを目指します。

実施事業

2-2-1 保健サービスの充実

健康の保持・増進のため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期療育体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を図ります。

また、生活習慣病の予防、早期発見のため、中高年齢者を対象に健康教育や健康相談、健康診査を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体健康づくり活動を支援します。

事業主体	事業内容
石巻市	妊婦・乳幼児健康診査・相談・訪問 発達支援事業 健康診査及び保健指導 精神保健福祉事業(相談・訪問・講演会等) 精神障害者回復者クラブ 等
宮城県	先天性代謝異常検査等の実施 未熟児訪問 乳幼児精神発達精密健康診査事業 心身障害児等発達支援事業 等

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	自立支援医療(更生医療) 重・中度心身障害者医療費助成 母子・父子家庭医療費助成 老人保健証の交付 等
宮城県	自立支援医療 (精神障害者公費医療負担、育成医療) 特定疾患療養費の給付 小児慢性特定疾患療養費の給付 等

2-2-3 医療サービスの充実

障害のある人が必要とする一般医療や周産期医療、緊急医療、歯科診療を安心して受けることができるよう、人権、プライバシーに十分配慮した医療体制の整備・充実に努めます。

事業主体	事業内容
宮城県	ALS等総合対策事業 高次救急医療体制整備事業 特定疾患訪問看護治療研究事業 精神科救急医療システム整備事業 等

施策2-3 障害福祉サービスの充実

施策の目的

障害のある人が、必要な支援を利用（自己選択）し、自ら行動できる（自己実現）ための支援を行うことを目的とした施策です。

障害のある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅での生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

実施事業

2-3-1 在宅障害福祉サービスの提供（自立支援給付・地域生活支援事業）

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 訪問入浴サービス事業 障害者生活サポート事業 等

2-3-2 日中活動の場づくり（自立支援給付・地域生活支援事業）

日中活動を支援するため、自立生活に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなどを行います。

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、通所型サービスの充実を図ります。

事業主体	事業内容
石巻市	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A雇用型・B非雇用型） 療養介護 児童デイサービス 短期入所 地域活動支援センター機能強化事業 日中一時支援事業 精神障害者自立支援強化事業 等

2-3-3 居住・生活の場の確保（自立支援給付）

これまでの療護施設、授産施設、更生施設は、障害者自立支援法では、日中活動の場と住まいの場とに明確に分離されます。

新体系サービスへの移行については、利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、新体系サービスへの円滑な移行を促進していきます。

事業主体	事業内容
石巻市	共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) 施設入所支援 等

2-3-4 生活支援策の実施（自立支援給付・地域生活支援事業）

在宅での生活支援として日常生活用具の給付・貸与や補装具費の支給などを行うほか、地域で暮らすための生活支援策として、コミュニケーション・外出・社会参加といった地域生活を幅広く支援するサービスを実施します。

事業主体	事業内容
石巻市	補装具費の支給 日常生活用具給付等事業 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 社会参加促進事業 等

2-3-5 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等で、各種の経済的支援を行い、障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。

なお、障害福祉サービス・地域生活支援事業については、本市独自の施策として負担軽減措置を実施します。

事業主体	事業内容
石巻市	障害福祉サービス・地域生活支援事業利用者負担軽減策 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 住民税の控除 社会参加促進事業 等
国・宮城県	障害基礎年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 各種税の控除・減免 心身障害者扶養共済制度 等
各事業者	公共料金の減免 等
市社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付 等

施策2-4 地域生活移行の推進

施策の目的

施設入所者や入院患者の地域生活への移行を、関係機関と連携を図りながら推進します。

本人の意向を尊重しつつ、家族など関係者の理解や支援等が得られるよう、施設事業者、本人、家族が協力して、障害のある人の地域での暮らしを実現します。

実施事業

2-4-1 障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行の推進

現在施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域移行ができるよう、地域移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

事業主体	事業内容
石巻市	地域移行者の把握 知的障害者グループホーム体験ステイ 知的障害者地域生活移行自立訓練事業 等

2-4-2 事業者、関係機関等と連携した移行推進体制の構築

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、事業者と連携し、地域に必要な支援やサービスの確保に努めるとともに、地域自立支援協議会等、事業者や関係機関等と連携した移行推進体制の構築を進めます。

事業主体	事業内容
石巻市	事業者との連携 地域自立支援協議会の設置 等
宮城県	県地域自立支援協議会の設置 等

施策 2 - 5 住環境の充実

施策の目的

障害のある人が、生活環境によって、「暮らしにくさ」を感じたり、地域移行先によって住環境の整わない環境で暮らすことにならないよう、必要な整備を図るための施策です。

特に地域で暮らす障害のある人が、住まい（住環境）に不安を感じることのない環境の充実を図ります。

実施事業

2 - 5 - 1 住環境の支援・整備の実施

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について周知を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

また、地域でグループホームなどの多様な居住の場が確保されるよう努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	住宅改修費の給付 【再掲】 共同生活援助(グループホーム) 【再掲】 共同生活介護(ケアホーム) 【再掲】 施設入所支援 等
事業者	ケアホーム、グループホーム等の整備 等

基本目標 3：社会活動を支援し教育環境の充実を図ります

施策 3-1 就労移行支援の推進

施策の目的

障害のある人が様々な訓練や支援を通じて「働く」ことへの意欲を促進するための施策です。

働く意欲のある人に、就労への多様なアプローチのできる支援体制を構築し、障害のある人が自分にあった働き方のできる支援や整備を行います。

実施事業

3-1-1 多様なアプローチによる就労支援の実施

障害のある人が社会的な自立を目指すためには、就労をはじめとする様々な社会参加を果たすことが重要です。就労移行支援をはじめ、多様なアプローチによって、可能な限り雇用の場へ就くことを目指し、就労の喜びや、職業を通じた社会参加の機会の創出に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	【再掲】 就労移行支援 【再掲】 就労継続支援(A雇用型・B非雇用型) 等
宮城県	障害就労アドバイザー事業 障害者就業・生活支援センター 職親制度 等
国	職場適応・定着指導の実施 障害者就職面接会 障害者就職準備セミナー 障害者雇用促進セミナーの開催 地域障害者雇用連絡会議の開催 等

施策3-2 保育・教育環境の充実

施策の目的

乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ力」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。

障害のある子どもたちにあった保育や教育の環境を整え、将来への可能性を広げるための事業を行います。

実施事業

3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害の有無にかかわらず、ともに遊び、ともに学ぶ機会の拡充に努め、様々な人間関係に触れながら成長することで、お互いを尊重し支えあう心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

また、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来、自立した生活を送ることを目指して、その基礎・基本となる知識や経験を蓄積し、「生きていく力」や「働く力」を育むための教育内容の充実に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	障害児保育 心身障害児通園施設「かもめ学園」運営事業 障害児療育拠点事業 特別支援教育共同実習所 就学指導の充実 等

3-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある児童生徒が、学校でともに学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、ともに成長する環境を整えるとともに、障害によって生ずる教育的ニーズに的確に対応し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

施策3-3 スポーツ・文化活動の推進

施策の目的

障害のある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動を通じて、地域とふれあい、社会参加や生きがいづくりとなることを目的とした施策です。

県や市、地域団体が主催するスポーツ・文化活動などへ、障害のある人が参加しやすいよう、支援を行う事業です。

障害のある人が外出しない、あるいはできないといった状況から、地域で孤立することのないよう、社会参加、身近な交流機会づくりに努めます。

実施事業

3-3-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

3-3-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の実施

障害のある人が気軽に社会活動に参加できるよう、施設等の整備、充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進するなど、市民が一体となって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の基盤を整備します。

また、各種の活動では、障害のある人が社会の一員として、楽しみを享受できるよう、障害のある人の参加を前提として企画、実施する必要があり、適切な情報提供や外出・移動の支援、関連施設の物理的バリアの除去、障害のある人に配慮した設備の設置、ボランティア等人的支援の充実など、多面的な施策の充実を図ります。

事業主体	事業内容
石巻市	障害者スポーツ大会の開催 等
宮城県	各種のスポーツ大会の開催 とっておきの音楽祭の開催 等
ボランティア 連絡協議会	福祉まつり 等

基本目標4：「誰もが暮らしやすい」まちづくりを推進します

施策4-1 バリアフリーのまちづくりの推進

施策の目的

すべての市民の協働のもとに、やさしいまちづくりを進めることであり、ノーマライゼーションの理念を具現化するための重要な施策です。

物理的なバリア(障壁)の解消を目的とし、地域で暮らす障害のある人が、これらから地域で暮らそうとする障害のある人の生活環境や利便性の向上に努めることにより、「暮らしやすさ」を実感できる事業を進めます。

実施事業

4-1-1 バリアフリー化の推進

公共的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリアを除去し、移動手段の整備を促進します。

事業主体	事業内容
石巻市	生活関連施設のバリアフリー化 歩行空間の整備 オストメイト対応の多機能トイレの整備 等

施策4-2 移動支援の充実

施策の目的

障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。

障害のある人が、市内の行きたいところへ移動手段を選択しながら移動することによって、市民との交流や暮らしの楽しみにつなげることを目指します。

実施事業

4-2-1 移動にかかる運賃、費用等の助成

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるよう、各種交通機関における運賃等の助成を行い、負担の軽減と社会参加の促進を図ります。

事業主体	事業内容
石巻市	在宅障害者移動支援券の交付 (福祉タクシー・自動車燃料共通券) 等
各事業者	JR・バス・地下鉄運賃の割引 有料道路通行料金の割引 航空運賃の割引 等

4-2-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出の移動が困難な障害を持つ人を対象に、行動範囲を広げるよう、様々な移動支援によって、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

事業主体	事業内容
石巻市	移動支援事業(個別移動支援・グループ移動支援) 自動車改造費の助成 運転免許取得費用の助成 等
警察署	駐車禁止除外指定車許可証の交付 等

施策4-3 緊急時・災害時の安心安全策の確保

施策の目的

障害のある人の日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を解消するための施策です。

緊急時や災害時に対処できるよう、市民との協働によるネットワークや情報、通信体制の構築など、障害のある人への安心安全策の確保のために取り組む施策です。

実施事業

4-3-1 日常生活上の安全を確保

家庭用に緊急通報装置を貸与し、緊急事態に迅速な対応のできる体制を整備し、日常生活上の安全を確保するとともに精神的な不安を解消します。

また、家庭状況の問題等から、緊急的に保護する必要性が生じた知的障害のある人や児童を一時的に受け入れする事業を実施します。

事業主体	事業内容
石巻市	緊急通報システム事業 住宅用火災警報器の普及・啓発 知的障害児(者)緊急保護受入事業 等

4-3-2 災害時要援護者対策の推進

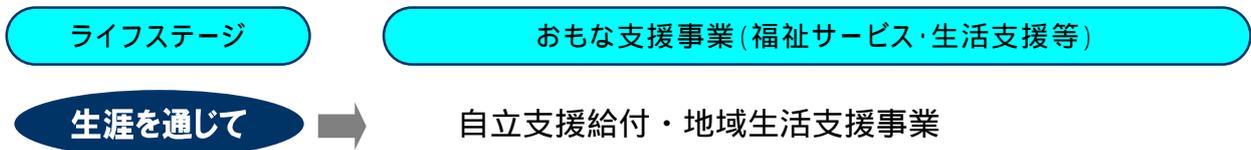
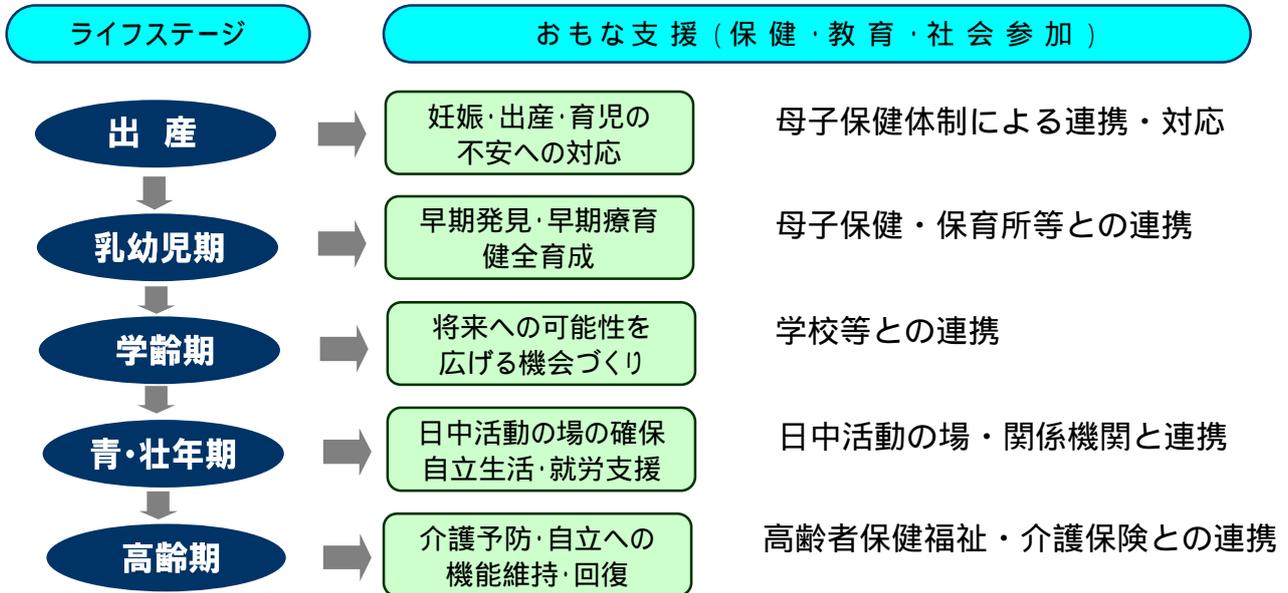
自力で避難することに支障が生じるおそれのある高齢者、障害のある人、難病患者等のいわゆる地域の「要援護者」の安全を、地域で守る必要があるため、災害時における要援護者支援マニュアルを作成し、支援活動の啓発や防災ネットワークの設立を推進します。

災害時において、障害のある人をはじめ要援護者に十分配慮した、きめ細かな対応ができる体制づくりを推進します。

事業主体	事業内容
石巻市	災害時における要援護者支援マニュアルの啓発 防災ネットワークの推進 等

ライフステージに応じた支援事業

図表 21 ライフステージによるおもな支援



	自立支援給付	地域生活支援事業
在宅での支援	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問入浴サービス事業 ・障害者生活サポート事業
日中活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援(A雇用型・B非雇用型) ・療養介護 ・児童デイサービス ・短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター機能強化事業 ・精神障害者日中一時支援事業 ・自立支援強化事業
暮らしの場	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助(グループホーム) ・共同生活介護(ケアホーム) ・施設入所支援 	
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活用具給付等事業 ・コミュニケーション支援事業 ・社会参加促進事業 ・移動支援事業

第 5 章 障害福祉計画

第5章 障害福祉計画

1. 計画期間における障害のある人の状況

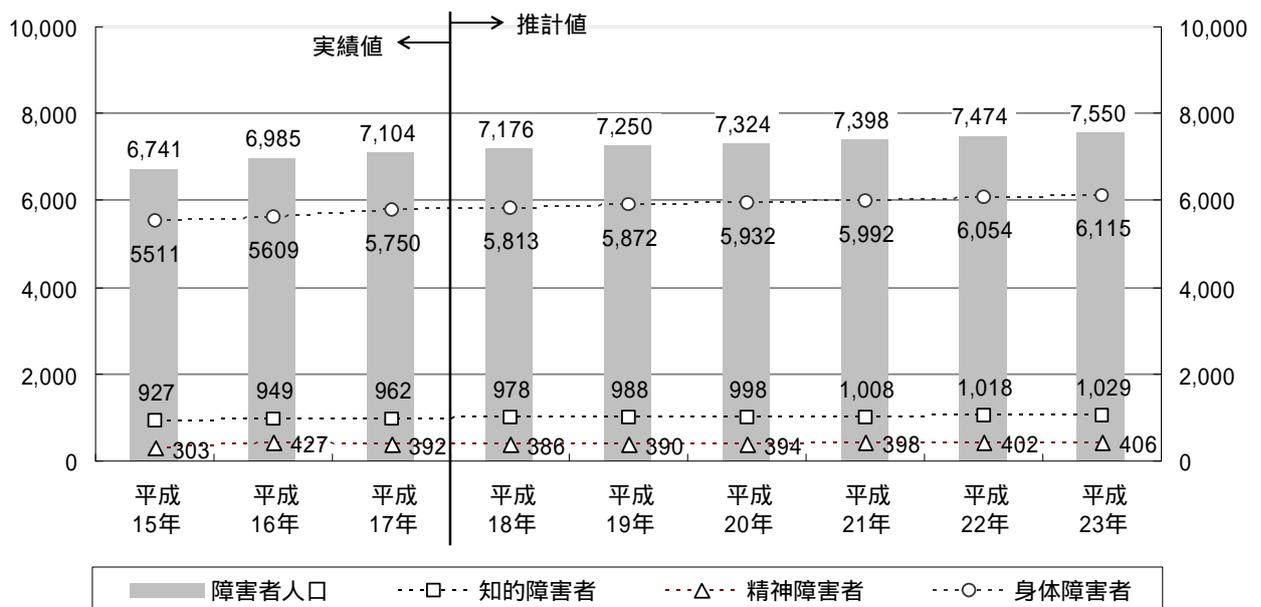
1-1 障害者人口の将来推計

本市の障害者手帳所持者数は、平成15年の6,741人から年々増加しており、平成17年現在では7,100人を上回り、さらに平成23年には、平成17年よりも400人以上増加して7,500人を上回ることが見込まれています。

また、障害の種類別の人数でも、それぞれ増加するものとみられます。特に知的障害では、平成21年以降に1,000人を上回るほか、身体障害においても、平成22年には6,000人を上回ると予想されます。

図表22 障害者人口の推移（推計）

（単位：人）



資料：石巻市保健福祉部

推計値は、石巻市の将来人口推計から、平成15年から平成17年における障害者手帳所持者数の増加率及び3障害別の構成比をもとに算出したものです。

1-2 平成23年度までに達成すべき目標について

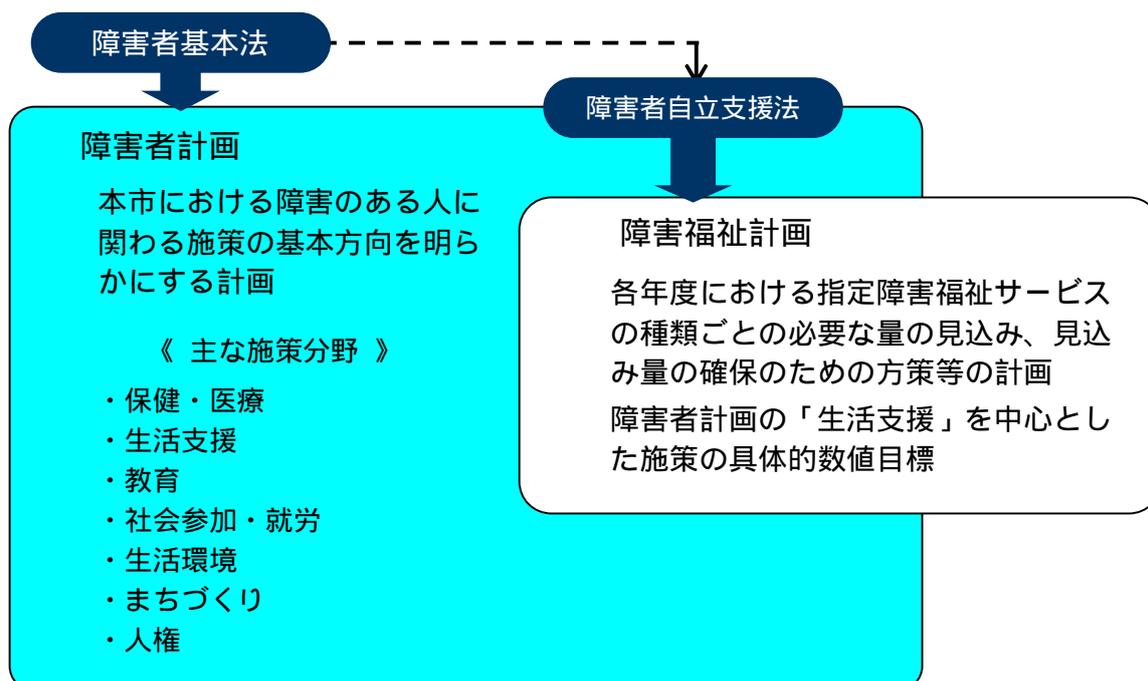
障害福祉計画には、現在の福祉施設が新しいサービス事業体系への移行を完了する平成23年度を目標年度とした、以下の事業目標を掲げることが求められています。

- 1 入所施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行

今後は、障害者自立支援法による制度上の変化への対応及び平成23年度までに達成すべき目標を重点的に取り組むことにより、本市の障害福祉施策を推進します。

なお、第4章に示した障害者計画における事業展開と障害福祉計画における施策・事業の関連は、次のとおりです。

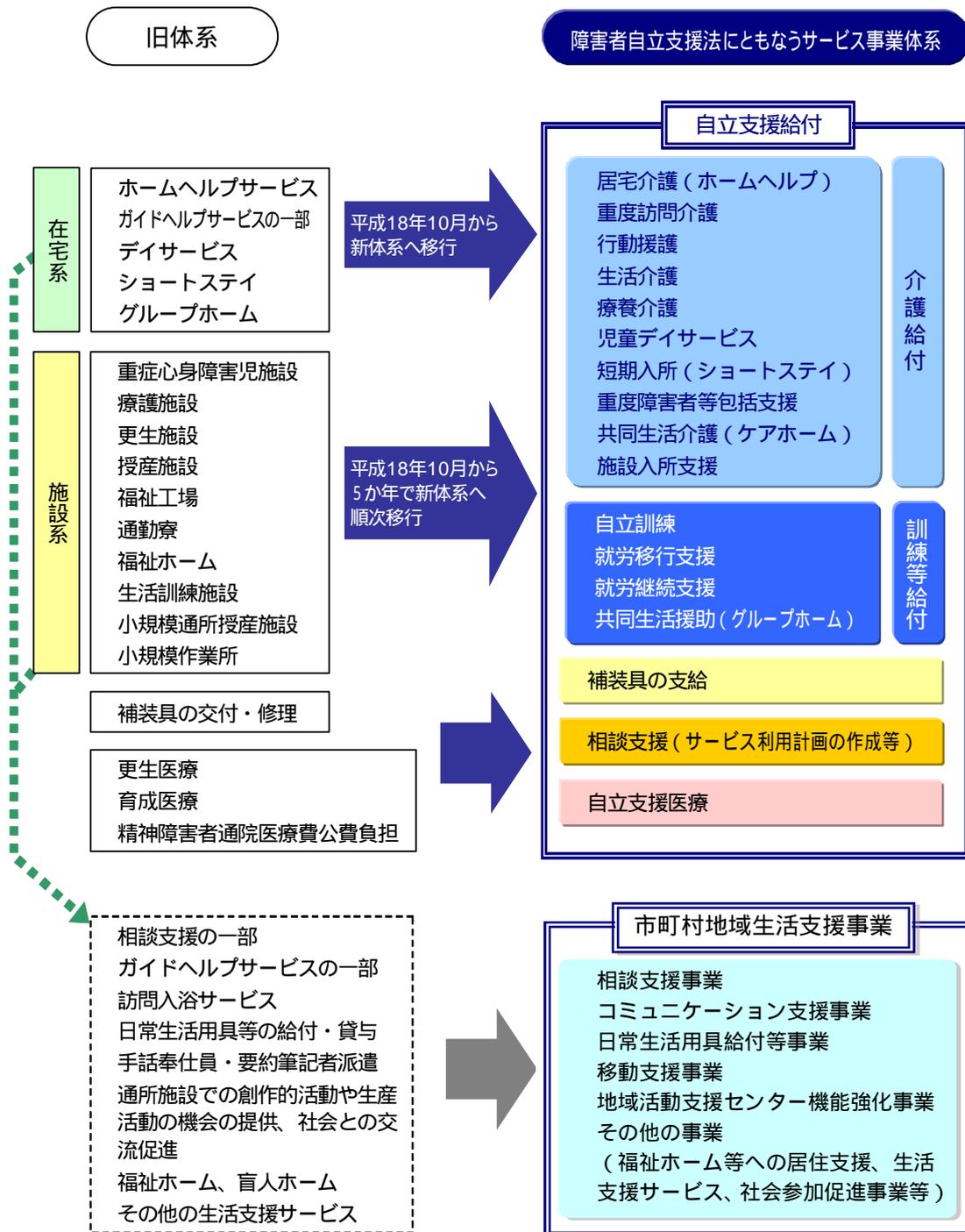
図表 23 障害者計画及び障害福祉計画



(1) 障害者自立支援法による障害福祉サービスの円滑な移行・供給の確保

障害者自立支援法による制度上の変化に対応して、サービス事業体系の円滑な移行を図るとともに、今後も障害福祉サービスの安定した供給ができるよう、重点的に取り組みます。

図表 24 新体系への移行



参考: 厚生労働省資料

障害者自立支援法による障害福祉サービスの安定した供給量の確保

新たな事業体系によって提供される障害福祉サービスの、質・量ともに安定した供給ができるよう努めます。

< 平成23年度におけるサービスの見込み >

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	2,372.8 時間分	・ホームヘルパーおよび事業所の確保 ・サービスの質・量の確保

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
日中活動系	生活介護	5,390 人日	・事業所の移行状況の把握 ・旧体系からの利用推進 ・サービスの質・量の確保
	自立訓練(機能訓練)	88 人日	
	自立訓練(生活訓練)	506 人日	
	就労移行支援	1,100 人日	
	就労継続支援(A雇用型)	704 人日	
	就労継続支援(B非雇用型)	1,628 人日	
	療養介護	9 人	・該当する対象者の把握
	児童デイサービス	310 人日	・事業所の移行状況の把握
	短期入所	485 人日	・サービスの質・量の確保

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
居住系	グループホーム ケアホーム	110 人	・地域移行の推進 ・移行に見合った整備計画
	施設入所支援	164 人	・施設入所が必要な対象者の把握

分類	事業名	平成23年度の見込み	確保の考え方
相談	相談支援	28 人	・サービス利用計画の作成が必要な対象者の把握

数値は月間事業量。単位の「時間分」は、サービスに必要な「人数×時間」。
単位の「人日」は、サービスに必要な「人数×日数」。

《 障害者計画との関連 》

- 施策 2-3：障害福祉サービスの充実
- 施策 2-5：住環境の充実
- 施策 3-1：就労移行支援の推進

地域生活支援事業の実施

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づいて新たに創設され、自立支援給付による各種の障害福祉サービスや支援事業とともに、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

また、障害者自立支援法では、以下の必ず実施しなければならない事業を定めています。

- 1 相談支援事業
- 2 コミュニケーション支援事業
- 3 日常生活用具給付等事業
- 4 移動支援事業
- 5 地域活動支援センター機能強化事業

こうした必須事業の実施に向けて、サービスの安定した供給が図られるよう、重点的に取り組みます。

《 障害者計画との関連 》

施策 2-3：障害福祉サービスの充実

障害福祉サービス一覧

【自立支援給付】

種別	事業項目	事業内容
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A雇用型・B非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	児童デイサービス	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	短期入所(宿泊あり)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。
居住系	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
補装具の給付	身体に障害のある人に対して不自由な部位を直接的に補い、日常生活、就労等の向上を図るための各種用具の給付を行います。	
相談支援(指定相談支援)サービス利用計画作成	施設入所支援を除く一定以上の種類のサービスを組み合わせて利用することが必要な人や、入所施設や医療機関から地域へ移行する人を対象に、サービス利用計画の作成を行います。	

【地域生活支援事業】

事業項目	事業内容
相談支援事業	障害のある人の保護者、介護者からの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害のある人のための権利擁護などのほか、サービス利用の代理申請や利用計画の作成なども行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能などの意思疎通に支障がある人へ、手話通訳を行う者の設置や派遣、要約筆記を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	補装具以外の機器で、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。 品目：聴覚障害者用通信装置・屋内信号装置、たん吸引器、ネブライザー、特殊寝台、ストーマ用装具、入浴補助用具、歩行支援用具、住宅改修など
移動支援事業	介護給付の対象とならないケースにおいて、円滑に外出することができるよう移動に係る支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害のある人に対し、浴槽等の機材を搬入することにより、居宅においての入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害のある人に日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的訓練等を行います。
社会参加促進事業	障害のある人の社会参加を促進するため、視覚障害のある人への「声の市報」の発行や、IT講習、自動車改造費、運転免許取得費の助成などの事業を行います。
障害者生活サポート事業	介護給付の対象とならない人であって、日常生活に支障をきたすおそれのある人に対して、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援・家事援助)を行います。
精神障害者自立支援強化事業	「精神障害者コミュニティーサロン」を相談支援事業と一体として設置し、精神障害のある人の相談・生活支援の促進を図り、自立に向けた支援を強化します。

(2) 福祉施設入所者・入院中の精神障害者の地域生活への移行

宮城県では、今後ノーマライゼーションの理念に基づき、それぞれの利用者の状況を十分に踏まえて、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、地域生活への移行を進めていくこととしています。

本市においても、地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所・入院の状態から地域生活への移行を進めます。

< 宮城県における地域移行の考え方 >

現在入所施設の入所者の15%以上を地域生活に移行することを目指します。

平成23年度末の福祉施設入所者数を9%以上削減します。

入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進します。

< 石巻市における地域移行の目標 >

項目	数値	備考
現入所者数(A)	170人	平成17年10月1日現在の入所者数
目標年度入所者数(B)	154人	平成23年度時点の施設入所者
【目標値】 地域移行数	26人 (15.3%)	施設入所から地域へ移行した人数
【目標値】 削減見込(A-B)	16人 (9.4%)	施設定員の減少見込み数

項目	数値	備考
現入院者数	119人	平成17年3月31日現在の入院中の精神障害者数(県推計値)
【目標値】 地域移行数	37人	入院中の精神障害者の地域へ移行した人数(退院可能な精神障害者数:県推計値)

《 障害者計画との関連 》

施策2-4：地域生活移行の推進

(3) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、様々な手段から一般就労へ移行できるよう、宮城県及び関係機関との連携の強化、充実を図ります。

< 宮城県における福祉施設から一般就労への移行の考え方 >

現時点の一般就労への移行実績の4倍以上が、福祉施設から一般就労へ移行します。

平成23年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2割以上の方が、就労移行支援事業を利用し、一般就労に向けて取り組みます。

様々な就労支援を利用しながら、一般就労への移行に取り組めるよう、支援します。

< 石巻市における一般就労移行の目標 >

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	4人 (4倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

《 障害者計画との関連 》

施策3-1：就労移行支援の推進

2 . 障害福祉サービスの見込み量及び確保策

2-1 訪問系サービス

(1) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	<p>平成 15 年以降の利用状況の推移、障害者人口推計値を参考とし、以下のように推計しました。</p> <p>推計方法 [利用者数] × [1人当たりの利用量]</p> <p>利用者数 [支援費制度に基づくホームヘルプサービスの利用者数] × [支援費制度以降の利用者数の伸び] + [退院可能精神障害者数]</p> <p>1人当たりの利用量 障害者のニーズ等を踏まえて設定</p>

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	1,693.6	1,798.5	1,917.6	2,372.8

数値は月間の事業量。単位の「時間分」は、サービスが必要な「人数×時間」

(3) 事業量の確保策

人材の確保（計画期間の事業量にあったホームヘルパーの確保）

退院可能な精神障害者への適切なサービス提供

2-2 日中活動系サービス

(1) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
生活介護	平成15年から平成17年までの事業ごとにサービスを必要とする人数を算出し、1か月当たりの必要日数を乗じて、提供量を求めました。 生活介護： ひと月に必要なサービス提供量を22日として推計 自立訓練(機能訓練)： ひと月に必要なサービス提供量を22日(週5日)として推計 自立訓練(生活訓練)： ひと月に必要なサービス提供量を22日(週5日)として推計 就労移行支援： ひと月に必要なサービス提供量を22日(週5日)として推計 就労継続支援(A雇用型)： ひと月に必要なサービス提供量を22日(週5日)として推計 就労継続支援(B非雇用型)： ひと月に必要なサービス提供量を22日(週5日)として推計
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援(A雇用型)	
就労継続支援(B非雇用型)	
療養介護	現在の利用状況から算出。
児童デイサービス	平成15年から平成17年までの利用状況から、サービス発生率の推移を算出し、障害のある児童の将来推計状況に乗じて算出。
短期入所	平成15年から平成17年までの利用状況から、サービス発生率の推移を算出し、障害のある人の将来推計状況に乗じて算出。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	人日	1,452	3,036	3,960	5,390
自立訓練(機能訓練)	人日	22	44	66	88
自立訓練(生活訓練)	人日	110	242	352	506
就労移行支援	人日	374	792	990	1,100
就労継続支援(A雇用型)	人日	0	22	154	704
就労継続支援(B非雇用型)	人日	132	286	594	1,628
療養介護	人	4	5	6	9
児童デイサービス	人日	215	232	255	310
短期入所	人日	377	400	424	485

数値は月間の事業量。単位の「人日」は、サービスを必要とする「人数×日数」。

(3) 事業量の確保策

- 事業者の新体系移行状況の把握・推進
- 社会参加（就労）へ相談機会の充実

2-3 居住系サービス

(1) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
グループホーム ケアホーム	地域移行目標値をもとに、施設入所者及び退院可能な入院患者の人数より、必要整備数を推計。
施設入所支援	平成15年から平成17年までの利用状況推移から、各年の利用者数を算出。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
グループホーム ケアホーム	人	73	78	85	110
施設入所支援	人	45	112	142	164

数値は月間の事業量。

(3) 事業量の確保策

地域移行の推進（事業者・家族との連携）

- ・ 本人、家族等と地域での暮らしについて説明・相談できる機会の充実

地域移行した障害のある人への移行後の支援(フォロー)の充実

- ・ 施設整備の推進
- ・ 支援を行う人材の育成

2-4 相談支援

(1) 事業量の見込みの考え方

事業名	考え方
相談支援 (サービス利用計画作成等)	障害福祉サービス(訪問系・日中活動系)の利用が見込まれる障害者数のうち、単身世帯数の割合を利用出現率とみて算出。 なお、地域移行者及び退院可能な精神障害者が地域に移行する場合は、相談支援を利用すると想定し、算出した見込み量に加算。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援	人	10	11	15	28

数値は月間の事業量。

(3) 事業量の確保策

- ひとり暮らし世帯及び地域移行する障害のある人の把握
障害者ケアマネジメントの推進(地域生活への移行支援)
- ・利用者意向の確認、自立・就労に向けた能力・適性の把握
 - ・支援プログラムの作成と関係機関との調整

3 . 地域生活支援事業の見込み量及び確保策

3-1 相談支援事業

(1) 相談体制について

地域生活支援事業における相談支援は、「サービスを利用するすべての障害者」を対象として、次のように実施します。

- 身体・知的・精神3障害に対応した相談窓口の設置
- 各種相談支援事業の円滑な実施
- 相談支援機関のネットワーク化
- ・地域自立支援協議会の設置
- 権利擁護体制の整備、成年後見人制度の普及・利用支援

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援(相談窓口)	か所	2	2	2	2

(3) 事業量の確保策

専門員の確保

障害の種類にかかわらず、相談できる体制づくり

障害のある児童の相談窓口の位置付け、指定相談支援との連携

精神障害のある人への相談体制として、「精神障害者コミュニティーサロン」を相談支援事業と一体として設置

3-2 コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援の展開について

コミュニケーション支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービス」です。

手話通訳を設置する事業も当該事業に含まれます。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援	件	65	65	66	69

(3) 事業量の確保策

派遣員の育成・確保

3-3 日常生活用具給付等事業

(1) 日常生活用具給付等の展開について

重度の身体・知的・精神障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付・貸与するとともに、住宅改修費の助成を行います。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付等	件	2,617	2,927	3,148	4,045

(3) 事業量の確保策

- 利用対象者のニーズ把握
- 必要な日常生活用具の質の確保

3-4 移動支援事業

(1) 移動支援の展開について

移動支援事業は、訪問系サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービスです。

本市では、個別移動支援及びグループ移動支援を実施するほか、福祉タクシー等による移動支援を展開します。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業	件	2,430	2,490	2,545	2,715

(3) 事業量の確保策

- 実施事業所の提供体制の充実を図るとともに、多様な手法での移動支援事業を促進

3-5 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 地域活動支援センターの展開について

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障害者」が、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置付けられます。

本市では、これまでの小規模作業所からの移行が想定されています。

(2) 計画期間の見込み量

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター 型 箇所数	0	1	1	1
地域活動支援センター 型 利用者数	0	35	40	45
地域活動支援センター 型 箇所数	0	2	2	2
地域活動支援センター 型 利用者数	0	30	35	40
地域活動支援センター 型 箇所数	0	3	3	3
地域活動支援センター 型 利用者数	0	30	30	30

(3) 事業量の確保策

新体系サービスへの移行希望のある既存事業所の移行を促進
センターの円滑な運営、利用者の確保
事業所の移行状況の的確な把握

【参考】地域活動支援センターの事業内容

区分	内容
基礎的事業	利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。基礎的事業に加え以下の事業を行います。
型	障害者相談支援事業を実施するほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等の事業を実施します。
型	地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業への支援を強化するほか、個別給付事業所に併設して実施する事業への支援を実施します。

4 . 利用者負担軽減策について

(1) 利用者負担の軽減について

年 度	軽減率
平成 18 年度	50%
平成 19 年度	25%
平成 20 年度	12.5%

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）と地域生活支援事業（日常生活用具給付事業及び無料の事業を除く。）の利用者については、本来の利用者負担額から、平成18年度（10月以降利用分のみ）は50%、平成19年度は25%、平成20年度は12.5%を軽減します。

(2) 総合上限制度について

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）については、障害者自立支援法の規定により所得に応じた負担上限月額の設定がされており、1か月のうちにその額を超えて負担額を支払う必要はありませんが、平成18年10月から地域生活支援事業が市独自の事業として実施されることに伴い、経過的デイサービスや日中一時支援、移動支援などを利用した場合の負担額は、障害福祉サービスとは別に計算されることになります。

そのため、障害福祉サービスと地域生活支援事業（日常生活用具給付事業及び無料の事業を除く。）を併用される方については、過大な負担になるおそれがあることから、本市では、負担上限月額を総合上限月額として下表のとおり設定し、制度改正による新たな負担増を軽減することにしています。

【石巻市で実施する負担上限月額】

区 分	生活保護世帯	低所得1世帯	低所得2世帯	一般課税世帯
障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）	0円	15,000円	24,600円	37,200円
地域生活支援事業（日常生活用具給付事業除く）	0円	15,000円	24,600円	37,200円
補装具給付事業	0円	15,000円	24,600円	37,200円
日常生活用具給付事業	0円	15,000円	24,600円	37,200円

低所得1世帯 非課税世帯で本人の年間収入が80万円以下の方
 低所得2世帯 非課税世帯で低所得1以外の方

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1. 推進体制

本市の目指す『ともに暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』の実現に向けて、市民や地域との協働や関係機関及び社会福祉事業者との連携を図りながら計画を推進します。

また、社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

(1) 市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障害者計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、第三者機関による本市の障害福祉施策の進行管理を行います。

(2) 圏域での連携

障害福祉計画における障害福祉サービスが、平成23年度までに新体系への円滑な事業移行が図れるよう進捗管理を行います。

また、宮城県及び石巻圏域内の市町とも連携を図りながら、障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「地域自立支援協議会」を設置し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害者福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

(3) 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある市民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

(5) 計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む。）のほか、市広報誌や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組みや活動事例などを紹介していきます。

資料編

資料編

1 . 策定経過

【平成17年度】

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成18年2月14日	第1回策定委員会	計画概要説明 アンケート調査協議
平成18年2月24日	第1回策定委員懇談会	アンケート調査協議
平成18年3月14日 ～ 3月27日	障害者福祉に関するアンケート調査実施	

【平成18年度】

年 月 日	会 議 名 等	概 要
平成18年6月2日	第2回策定委員懇談会	アンケート調査結果 計画骨子案協議
平成18年7月19日	第2回策定委員会	計画骨子案協議
平成18年8月30日	第3回策定委員会	計画案協議
平成19年1月10日	第4回策定委員会	計画案協議
平成19年1月30日	市長報告	
平成19年2月6日 ～ 2月26日	パブリック・コメント実施	
平成19年3月	石巻市障害者計画及び石巻市障害福祉計画策定	

2 . 石巻市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、障害者福祉の推進について、広く市民の意見を聴取するため、石巻市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体に関係する者
- (3) 保健医療に携わる者
- (4) 地域住民の組織に所属する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 障害福祉に関心を有する者で一般公募により選任されたもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年10月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 計画策定に関し、必要な調査検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会の委員は、別表に掲げる課の長が当該課に所属する職員のうちから指名する者をもって充てる。
- 3 検討部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

- 4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、保健福祉部福祉計画策定室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行月日)

- 1 この告示は、平成17年12月13日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(失効)

- 3 この告示は、平成19年1月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成18年3月27日告示第70号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月11日告示第279号)

この告示は、平成18年9月11日から施行する。

別表(第7条関係)

保健福祉部健康管理課、同部介護保険課、同部福祉総務課、同部障害福祉課、同部保護課、同部子ども家庭課、河北総合支所保健福祉課、雄勝総合支所保健福祉課、河南総合支所保健福祉課、桃生総合支所保健福祉課、北上総合支所保健福祉課、牡鹿総合支所保健福祉課

3 . 石巻市障害者計画等策定委員会・委員名簿

(敬称略)

No	団体名(職)	氏名	備考
1	石巻市手をつなぐ親の会	阿部正春	
2	石巻市民生委員・児童委員協議会	石川順一	副会長
3	石巻市身体障害者福祉協会	井上利枝	
4	石巻市社会福祉協議会	遠藤正之	
5	公募委員	小野寺聖太郎	
6	公募委員	小林厚子	
7	宮城県立石巻養護学校	齋藤ちさ子	H18.4月～
8	石巻専修大学	笹川隆太郎	会長
9	宮城県石巻保健福祉事務所	佐藤公雄	
10	社会福祉法人石巻祥心会 石巻地域総合生活支援センター	佐藤正行	
11	宮城労働局石巻公共職業安定所	菅原久司	H18.4月～
12	石巻商工会議所	鈴木雅也	
13	石巻市精神障害者家族会さくら会	成田安正	
14	石巻市教育委員会	星 篤	
15	石巻市医師会	宮城秀晃	
	宮城県立石巻養護学校	遠藤新一	～H18.3月
	宮城労働局石巻公共職業安定所	高橋優子	～H18.3月

4 . アンケート調査等実施概要

1 . 調査の目的

本アンケート調査は、障害者計画を策定するに当たり、身体障害者手帳をお持ちの方の要望、意見を収集し、計画づくりに反映させることを目的とします。

2 . 調査の概要

障害者計画策定のためのアンケート調査（以降、本調査）の調査対象及び配付、回収状況は、下表のとおりとなっています。

《 調 査 概 要 》

調 査 対 象：石巻市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

調 査 内 容：障害のある方への福祉及び生活環境に関すること
障害福祉サービス
日中の過ごし方
人権
保育や教育
仕事・作業・訓練
災害や緊急時のこと
まちづくり

調 査 期 間：平成18年3月14日 ~ 平成18年3月27日

調 査 方 法：郵送配付・回収

配付・回収：（全体）

種別	配付数	回収数	有効	無効	不能	未回収 票数	回収率
全体	1,900 票	1,191 票	1,191 票	0 票	0 票	709 票	62.7%
身体 障害者	1,500 票	953 票	953 票	0 票	0 票	547 票	63.5%
知的 障害者	300 票	175 票	175 票	0 票	0 票	125 票	58.3%
精神 障害者	100 票	63 票	63 票	0 票	0 票	37 票	63.0%

石巻市障害者計画・障害福祉計画

平成19年3月 発行

発行者 石巻市保健福祉部
〒986-8501 石巻市日和が丘一丁目1番1号
電話：0225-95-1111 FAX：0225-22-3454
Eメール iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp
市ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>